令和6年9月1日（日）

令和6年度若年性認知症に関する講演会

若年性認知症の方のサポートについて
～認知症地域支援推進員の活動を通して～

広島市認知症地域支援推進員（東区担当）
福田　知枝

認知症地域支援推進員とは

　認知症の人が、住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護保険サービスおよび地域の支援機関が連携を図るための支援、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行い、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る役割を担っている。

広島市では各区に1名ずつ推進員を配置しています

認知症地域支援推進員の役割

① 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり

② 認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連絡調整

③ 地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援

④ 若年性認知症の人と家族等に対する相談支援

若年性認知症の人の課題に沿った相談支援
～認知症地域支援推進員のサポート内容～

若年性認知症の方の生活課題

1．就労の継続が困難である

※ 仕事でのミスや段取りを立てにくいなどが増える

2．経済的問題（ご本人が生計の中心である場合）

※ 病気療養や退職などで、収入が減る

3．家庭内での問題

※ 子育て、親世代の介護、家庭内での役割の変化

4．社会参加の継続が難しい

※ 生活パターンの急激な変化、近所との付き合い　等

若年性認知症の方・ご家族が困ること

経済的な問題が
大きい

複数介護

生活が変わる
活動の場が少ない

どこの医療機関に
行ったらよいのか

仕事の継続
（難しい）

相談窓口が
わからない

認知症地域支援推進員が関わる支援内容

- ○ 情報提供（社会資源や制度等）
- ○ 病院受診や手続きの同行
- ○ ご家族への支援
- ○ 関係機関など必要な支援につなぐ
- ○ 本人が活躍できる場所の発掘

若年性認知症の人と家族等に対する相談支援

① 個別相談支援

- ○ 本人や家族
- ○ 地域の医療機関
- ○ 地域包括支援センター
- ○ 認知症カフェ
- ○ ケアマネジャー
- ○ 会社や産業カウンセラーなどの職場関係者

などから本人・家族の同意のもと情報提供を受け、現在の困り事やこれからの生活に関する相談後、個別支援を開始します。

気づきのきっかけは、生活の中の「あれ？」「おや？」

＜本人＞
- 最近仕事でのミスが増えた
- できていたことが難しくなった
- 段取りが悪くなる
- 電話の取次ぎが上手くできない
- なにもやる気が起きない

うつ症状や体調不良と思われることもある

ご本人が一生懸命に取り繕っている時期では、周囲が気付くことは難しい。

＜周囲の人や職場の同僚＞
- 仕事のスピードが落ちた
- 慣れた仕事なのに、手順が悪い
- 何度も同じような事を聞いてくる
- 何となく以前と違う、やる気が無いように見える
- 怒りっぽくなる（僻みっぽくなる）

若年性認知症と診断されたけど…

- 本当に自分は認知症なのか？
- 職場にはどういえばいいのか？
- 家族にどう説明しようか？
- どこ（誰）に相談したらいいのか？
- 何か支援してもらえるのか？

でも…

- できれば人には知られたくない
- 働けなくなったら生活はどうしよう
- 誰を頼ればいいのか
- 相談先が分からなくて困ったな

若年性認知症と診断された後は…

※　これからどうしたらいいのかという漠然とした不安が、どんどん具体的になってくる

仕事の継続・家事
子育て・親の介護
子供の進学・就職・結婚
収入が減る　自動車の運転
趣味活動　家のローン
人生設計の変化

若年性認知症の人と家族等に対する相談支援

② 若年性認知症本人・家族の集い

○ 「陽溜まりの会」

認知症の人と家族の会広島県支部が後方支援している、本人と家族の会「陽溜まりの会」にサポーターとして参加し、一緒に活動します。

ご本人・家族同士、家族ぐるみで、話し活動できる貴重な場です。

○ その他

各区の認知症地域支援推進員や在宅生活継続支援推進員などと協力し、本人や家族の集いの場づくりや運営・支援しています。

1.仕事を続けるためのサポート

診断後も働き続けるためには・・・
職場の理解とサポートが重要！

① ご本人と一緒に

就労中であれば、現在の職場で働き続けられるよう、職場の理解と協力を求める。

※ 職場での理解を求めるための研修会等の開催
※ 配置転換、雇用形態の変更など、就労を継続するための相談
※ 職場との定期的な協議や産業医（カウンセラー）との連携

毎月の勤務状況などを協議して、職場独自の見守りサポートの体制を作られ、診断後も数年間働き続けられた方もいます。

また、障害福祉サービスを利用するため、障害者相談支援事業所や就労支援サービスとの連携も行っています。

2.経済的なサポート

今までと同じように働けなくなると、
収入が減るため、以上のような制度
が利用できるようサポートします。

① 病気休暇中の申請、傷病手当金の受給（最大18ヶ月）
② 自立支援医療の申請で医療費（認知症に限る）の負担を軽くする
③ 精神障害者保健福祉手帳の申請（税金等の軽減、免除など）
④ 障害年金を受給するための相談や申請（年金事務所）
　※ 初診の日から18ヶ月経過した日以降に申請可能
⑤ 住宅ローンの免除の可否や借り換え等
⑥ 子どもの学費に関する相談

障害年金の受給額には、初診の時に加入していた年金と加入状況、18か月後のご本人の状態が大きく影響します。
なるべく在職した状態で早めにご相談いただく事が重要です。

3.家庭（家族）に対するサポート

不安は一人で抱え込むのではなく、
その時に言葉にすることが大事！

① 病気や症状について
※ 「今までのお父さん（お母さん）と違う」
「こんなときどうしたらいいの？」 …など日々起こる不安や疑問
② 子どものこころの問題
③ 配偶者の介護の負担や悩み事、親との関係
④ ご本人の家庭内での役割の変化

ご本人だけでなくご家族に対しても、不安に思ったときや困ったときの相談時には即時対応できるようにしています。

4.社会と関わり続ける、活動の場づくりをサポート

① ご本人の得意な事・強みを活かした活動の場を作るサポート
- 認知症カフェのスタッフとして活動
- 特技を生かした教室やサークルで活動
- 地域のサロンなどでのボランティア

② 楽しんで参加できる場につなぐ
- 就労支援事業所での作業
- 認知症カフェのプログラム
- 地域にあるサロンやサークル活動
- 家族と一緒に参加できる場所を紹介

③ 仕事中心から地域中心の生活に活動できるように一緒に考える

ご本人が自分のペースで、
笑顔で続けられる活動が
できる環境が大事。

R6年度 東区
若年性認知症本人とご家族のための交流会

まるごと

「まるごと」は、ご本人とご家族のための交流の場所として
R5年6月より開催しています。

みなさんの「出来ること」「やりたいこと」「話したいこと」など気軽に話せる場所としてご利用ください。地域や同じ思いの仲間が集まり「まるごと」でお待ちしています。

みなさんご一緒に、楽しい時間を過ごしませんか？
ぜひ一度ご見学くださいませ。

【日　時】　5/24（金）　6/22（土）　7/26（金）　8/24（土）
9/27（金）　10/25（金）　11/30（土）　12/21（土）
R7　1/25（土）　2/21（金）　3/22（土）　時間：14：00～

【会　場】　介護老人福祉施設　サンヒルズ広島
（広島市東区中山上1丁目24-1）

【参加費】　100 円/人 ＊ 行事の時 300 円/人（子ども/100

【アクセス】　中山上バス停下車　徒歩10分

【駐車場】　あり　（会場は下記地図を参照してください）

【メニュー】　コーヒー等飲み物・お菓子　など

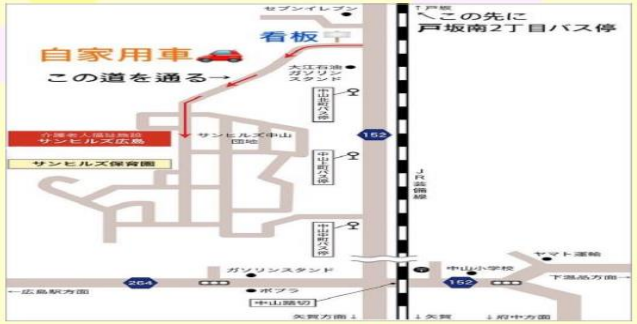

＜お問合せ＞
広島市認知症地域支援推進員
東区担当：　福田 知枝
TEL：　０８０-２８８３-２７５５

２０２３．６．２４
東区では若年性認知症本人とご家族のための交流会「まるごと」が立ち上がりました！！

誰かとどこかで関わり続けることの意味

※　住み慣れた地域（生活圏）を中心に
※　閉じこもり予防
※　自分にできることがあるという事の確認、自信

※　１人ではない、何か(誰か)と繋がっているいう安心感

※　役割を持つことの喜び　…など

若年性認知症と診断された後も、自分にできる事を大切にして、社会参加しながら生活している事例紹介

※　ご本人、ご家族には、研修会で紹介させていただく許可は取っておりますが、顔写真も掲載するため、個人情報保護の観点から、資料には掲載しておりません。

サポートの体制を築くときに心がけていること

※　ご本人の大切にしていること（人）を大切にすること
※　出来ないことに悩まず、できる事で笑顔になること
※　あきらめないこと（仕事や人間関係など）
※　がまんしないこと（言いたい事をその時に伝えてもらう）
※　出来るだけ多くの人と、関わってもらうこと
　（閉じこもらず、色々な場に出かけてもらう）
※　家族の絆

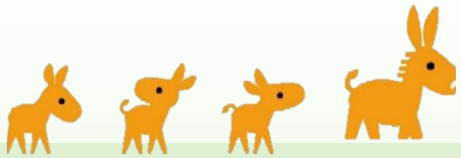

いつも誰かと、どこかで、関わり続けていること
決して一人ではないと思ってもらえること

利用できる制度・サービス（サポート）の一例

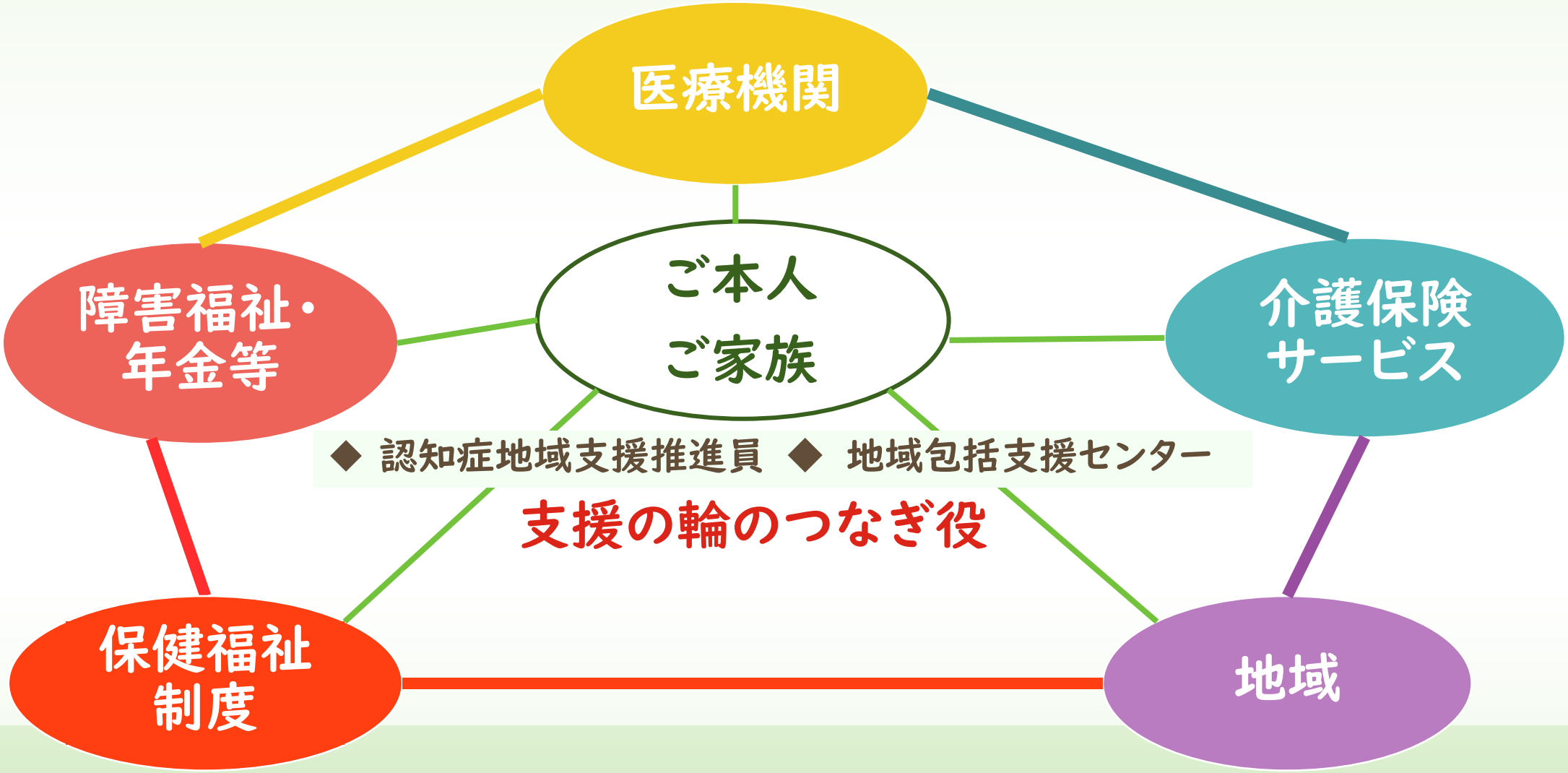

早期診断早期発見が大事…と聞くけれど

自分や家族、職場の人や友人など、自分や自分の
身近な人が、認知症かもしれないと感じた時、
違和感に気づいた時に…

どこに相談に行けばいいの？

相談できるところがたくさんあります。

認知症について相談できる主な場所

地域包括支援センター

認知症疾患医療センター

本人・家族のつどいの場

広島市認知症地域
支援推進員

認知症サポート医
認知症かかりつけ医

認知症の人と家族の会
認知症コールセンター

各区地域支えあい課

医療機関
医療ソーシャルワーカー

認知症に関する冊子について

若年性認知症リーフレット

「若年性認知症ってなに？」
「まだ若いけれど、最近うまくできないことが増えてきた。
　どこに相談にしたらいいのか」
「認知症と診断されたが、仕事や家の事はどうすれば？」
「家族が若年性認知症と診断され、これからが不安」

　などの不安や悩みがある時にご覧いただけるように、若年性認知症に関する基本的なことや相談先等が掲載された冊子です。
　各区の認知症地域支援推進員や専門職が、一緒に考えサポートをします。

認知症に関する冊子について

②認知症あんしんガイドブック

何も症状のない時期、「あれ？」と感じることが増える気づきの時期、認知症と診断された時期、症状が進行していく中で、その進行状況にに合わせて、いつ、どこで、誰に相談したらいいか、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかなど、標準的な流れを示したパンフレットです。

地域包括支援センターや各区地域支えあい課等で配布しています。

各区で作成した、区版の「あんしんガイドブック」もあります。

1人で悩みを抱え込まないでご相談ください。

認知症施策の総合的な推進（認知症基本法）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、令和6年1月1日に施行された。

【目的】
　認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現を推進すること。

【国民の責務】
　国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

みんなの思いを繋げて、地域に笑顔の輪を広げる

ご清聴ありがとうございました